

はじめに兵庫県福祉人材センターへの登録が必要になります

登録番号 (はじめての方は記載不要)	
-----------------------	--

提出先	登録時 〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉人材センター TEL:078-271-3881 FAX:078-271-3882 E-mail:taiken@hyogo-wel.or.jp
	体験申込 体験を希望する受入施設・事業所へ直接ご提出ください。

福祉体験学習申込書

※体験学習の登録時は、太枠の欄のみご記入下さい	ふりがな		性別		
	氏名				
	住所	〒	生年月日	S・H 年 月 日 () 歳	
	連絡先	TEL		携帯	
		FAX		E-MAIL	
	対象者区分 (いずれかに○をつける)	求職者(児童・生徒・学生を除く)			
福祉・介護関係の資格	高等学校 専門学校 大学の生徒・学生	学校名・学年		年生	
福祉・介護の仕事の経験	有・無	「有」の場合はその内容			
※事業所と相談の上ご記入下さい	体験希望日時	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分			
	体験施設・事業所名 希望サービス・職種				
	その他通信欄				

【受入施設・事業所記入欄】 ※体験日の前日(土日・祝日・年末年始に係る場合は、その前日)までに福祉人材センターにFAXしてください

受入施設・事業所名		事業所No.	福祉人材センター確認印
上記の者の体験日			
連絡先	担当者		
	TEL	FAX	

ご注意いただきたい事

次に該当する方は本事業の対象外となります。

- 中学生以下の方
- 福祉体験学習事業の受入施設・事業所を運営する法人や企業において、採用が内定した方
- 他の類似の事業や制度により参加する方
- これまでに「福祉体験学習事業」に参加したことがある場合、その時と同じ施設・事業所に参加する方

体験先の探し方

体験先は、「受入施設・事業所一覧」として兵庫県福祉人材センターのHPに掲載しています。
※ホームページを閲覧できない場合は福祉人材センターにご連絡ください。
HPの掲載データでは、下記の県民局・県民センター単位や住所等で絞り込みができません、便利です。

エリアで絞り込む

- | | |
|------------------------------------|---|
| 神戸 神戸市内9区 | 中播磨 姫路市/神戸町/市川町/福崎町 |
| 阪神南 尼崎市/西宮市/芦屋市 | 西播磨 相生市/たつの市/赤穂市/宍粟市/太子町/上郡町/佐用町 |
| 阪神北 伊丹市/宝塚市/川西市/三田市/猪名川町 | 但馬 豊岡市/養父市/朝来市/香美町/新温泉町 |
| 東播磨 明石市/加古川市/高砂市/稲美町/播磨町 | 丹波 丹波篠山市/丹波市 |
| 北播磨 西脇市/三木市/小野市/加西市/加東市/多可町 | 淡路 洲本市/南あわじ市/淡路市 |

事業所No.	施設・事業所名	地区	郵便番号	住所	開設団体名	サービス(施設)種別	受入先の担当者名	連絡先TEL	連絡先FAX
高1	特別養護老人ホーム○○○	神戸	651-0062	神戸市中央区○○○	社会福祉法人○○○	認知症対応型共同生活介護	〇〇	078-000-0000	078-000-0000
高2	××××× デイサービスセンター	神戸	651-0062	神戸市中央区○○○	社会福祉法人○○○	通所介護	〇〇	078-000-0000	078-000-0000
高3	グループホーム□□□	神戸	651-0062	神戸市東灘区□□□	社会福祉法人○○○	通所介護	〇〇	078-000-0000	078-000-0000
高4	△△△ デイサービスセンター	神戸	651-0062	神戸市東灘区□□□	社会福祉法人○○○	通所介護	〇〇	078-000-0000	078-000-0000

分野で絞り込む

福祉の仕事には、複数の分野があります。「福祉のお仕事が初めて」という方は、よく分からないかもしれません。そういう時は、「どんな福祉の仕事に就きたいか?」を考えてみましょう。漠然とした気持ちでもかまいません。

高齢者分野	特別養護老人ホーム・デイサービスセンター・介護老人保健施設・グループホーム・訪問介護・居宅介護・その他
障害者分野	就労支援・生活介護・グループホーム・居宅介護・障害者支援施設・その他
児童分野	保育所・児童養護施設・放課後等デイサービス・障害児入所施設・その他
その他分野	社会福祉協議会・生活保護施設・その他

※分野ごとの一覧表も掲載していますので、絞って確認することができます。分野・エリアでの絞り込みを組み合わせることで、より検索しやすくなります。

当センターでは、仕事体験に関する相談のほか、体験先を探すお手伝いもいたします。お気軽にご相談ください。

福祉の仕事体験 インターンシップ

福祉体験学習事業のご案内



- 高齢・障害・保育・児童・生活保護等に関する施設・事業所で、仕事の様子を見学・体験できます。
- お友達と誘い合っでの参加も大歓迎。体験先を探す場合は、福祉人材センターがサポートします。
- 都市部から地方部へ体験に行く場合、交通費と宿泊費の一部補助があります。

高齢者や障害者、子ども・子育て等を支える社会や地域に貢献する仕事を体験しよう!

- 全学年対象
- 友達と参加OK
- 無料

※体験先までの交通費等は原則、自己負担となります。

実施期間 4月1日~翌年3月15日まで ※期間中は何度でも体験可能

対象者 学生(大学生・短期大学生・専門学校生)、高校生、福祉の仕事に興味・関心のある方や、就職希望の方(高校生以上)

日程 1つの受入施設・事業所につき、1日4時間以上8時間以下の体験で、計5日以内。

交通費等助成 北播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路のいずれかの地域で福祉体験学習に参加された方に交通費や宿泊費の一部を助成します。 ※居住地が体験先施設と同一地域にある方は対象外
①交通費:居住地の最寄り駅(バス停)から体験先施設の最寄り駅(バス停)までの往復の交通費の1/2(上限 20,000円)
②宿泊費:宿泊にかかった費用の1/2(上限 1泊あたり4,000円、最大5泊20,000円)
※詳細は、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ
社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会
兵庫県福祉人材センター
〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内

平日(月~金曜日)8:45~17:30
TEL:078-271-3881
FAX:078-271-3882
E-mail:taiken@hyogo-wel.or.jp
HP:https://hyogo-fukushijob.com/



体験までの流れ

1 登録



「福祉体験学習申込書」に必要事項を記入し、兵庫県福祉人材センターへメール、FAX、郵送のいずれかにて提出します。

※兵庫県福祉人材センターのホームページ (<https://hyogo-fukushijob.com/>)より「福祉体験学習申込書」「受入施設・事業所一覧」をダウンロードできます。



2 選ぶ



「登録証」を郵送します。手元に届いたら、兵庫県福祉人材センターのホームページに掲載の「受入施設・事業所一覧」をもとに、体験先の施設・事業所を選びます。

※施設・事業所の選び方は、裏面を参照してください。
※福祉人材センターもサポートしますので、お気軽にご相談ください。

3 予約



施設・事業所の担当者へご自身で連絡をし、体験日時を決めます。手元に「登録証」「福祉体験学習申込書」を準備し、電話しましょう。

インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の予防の観点からご希望の日時での体験が難しい場合がありますので、ご了承ください。

4 メール・FAX



「福祉体験学習申込書」に予約した体験希望日を記入し、施設・事業所の担当者へすみやかにメールまたはFAXします。送信できない場合は、郵送するか、持参するようにしてください。複数の施設・事業所に体験をご希望の方は、申込書のコピーをとっておくと便利です。

5 体験



約束の日時に施設・事業所を訪問します。動きやすい服装で行きましょう。やむを得ず、遅れたり、欠席したりする場合は、必ず連絡を入れてください。



体験にあたっての留意事項



利用者が主役です!

福祉施設においては、利用者が主役です。生活の中で利用者が何を必要としているのか、その立場に立って考える事が大切です。福祉施設は、利用者の暮らしのためにあることを忘れずに、それぞれの生活ペース、リズムや気持ちを尊重してください。なお、福祉施設では、利用者の自立を促進するために一人ひとりの支援計画を作成し、その計画に基づいてサービスを提供しています。利用者の生活や職員の業務を妨げない範囲で体験することに留意しましょう。

職員の指示に従いましょう!

通常、体験のはじめにはオリエンテーションが実施されます。そこでは、福祉施設の目的や利用者の概要、一日の流れや体験内容、利用者との関わり方、諸注意等が説明されます。職員の話をよく聞き、必要事項はメモを取りましょう。※居室等でのメモは制限される場合がありますので、体験中のメモについては、職員に確認してください。

プライバシーを守りましょう!

福祉施設(特に入所型の施設)は、利用者が暮らす生活の場であり、非常にプライベートな空間です。したがって、無断で居室に入る、利用者の身の回りの物を勝手に触るなどの行為は厳禁です。体験中は、利用者やその家族のことなど、様々な個人情報を知りえる立場になります。職場体験中であっても守秘義務は課せられます。体験終了後も、体験中に知れた情報を口外しないように注意してください。

ハウレンソウを意識しましょう!

職員との関係では、「ハウ・レン・ソウ(報告・連絡・相談)」を励行しましょう。任された業務が終了したら、必ず職員に「報告」しましょう。利用者から何か想定外の頼みごとをされた場合は、職員に「連絡」してください。体験の中で、感じた疑問や悩みなどは、職員に「相談」しましょう。分からないこと、不安なことは、自分で判断しないで、まずは職員に相談し、確認してから行動してください。

やむを得ない時には連絡をしましょう!

病気や怪我、家庭の事情等で、体験日に遅刻・欠席せざるを得ないことがあるかもしれません。そのときは、必ず事前に施設・事業所の担当者に連絡をしてください。体験受入に際し、施設・事業所では入念に準備をされています。皆さんにより良い職場体験をしてもらえるよう様々な工夫をされていますので、無断で欠席するようなことは、決してしないでください。

福祉の仕事体験・インターンシップの活用のヒント

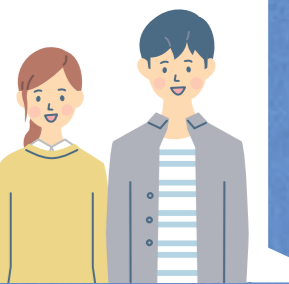
Q 友達と一緒に体験できますか?
A もちろん可能です。仲の良い友達と福祉の現場に触れる貴重な体験をしてください。施設・事業所に依頼する際は、「**複数名での体験希望**」とお伝えいただけるとスムーズです。体験先が見つかりにくい場合は、福祉人材センターもサポートしますので、お気軽にお問い合わせください。

Q 体験はいつでもできますか?
A 実施期間の4月1日～翌年3月15日の間であれば、いつでも可能です。体験を希望する施設・事業所と相談して、日程を決めてください。学生の場合は、平日・土日のほか、夏休みや冬休み、春休みを活用することをお勧めします。



Q 複数の施設・事業所で体験できますか?
A できます。福祉の仕事と一言で言っても、**高齢・障害・保育・児童・生活保護、地域福祉等さまざまな分野の仕事があります。**「それぞれの分野の施設・事業所を見学したい、仕事体験してみたい」と考える方も多いと思います。そのような場合は、高齢分野の特別養護老人ホーム、障害の分野の障害者支援施設、児童分野の保育所・認定こども園・児童養護施設など、複数の施設・事業所を選んで体験していただけます。

Q 学年によって活用方法が変わりますか?
A 卒業年次を迎える方は、就職活動の一環として**仕事体験・インターンシップ**のような位置づけで活用いただけます。また、最終学年でない方は、幅広く福祉の仕事に関する知識・理解を深めたり、将来の就職先の選択や業界研究に役立てたりする機会として、貴重な経験を積むことができます。



Q 交通費と宿泊費の一部助成の考え方を教えてください。
A 都市部から次の各地域[北播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路]に移動し体験する場合に助成を受けることができます。助成の金額は、自己負担した経費の2分の1となります(上限あり)。交通費の助成金額は、公共交通機関の交通費をもとに算出します。
[交通費(往復)×1/2(補助率)] ※上限20,000円
宿泊費の助成金額の求め方をお示します。
[宿泊費×宿泊した日数×1/2(補助率)] ※1泊あたり上限4,000円
詳細は、福祉人材センターまでお問い合わせください。

